

# 証拠資料の引用に関する注意喚起

2014年11月19日

全国教室ディベート連盟

ディベート甲子園では、自分たちの主張を強化するために文献等を「証拠資料」として引用することができます。証拠資料を用いることで、様々なデータや客観的分析に基づいた議論を行うことは、ディベートを学ぶ意義の中でも特に重要な要素の一つです。

全国中学・高校ディベート選手権ルールでは、証拠資料の取り扱いについて、以下のよう  
な基準が定められております。

---

## 細則 B（証拠資料に関する細則）より抜粋

- 試合で使用する証拠資料については、以下の情報を記録しておかなければなりません。
  - 書籍については著者の肩書き（編著の場合編者と該当部分の筆者について。名前についても同じ）・著者の名前・書名・発行年・引用部分のページ数
  - 雑誌記事については著者の肩書き・著者の名前・引用記事のタイトル・掲載雑誌名・掲載雑誌の巻号・発行年・引用部分のページ数
  - インターネット上の情報については筆者の肩書き・筆者の名前・サイト名・情報掲載日付、あるいはそのサイトにアクセスした日付・引用サイトのアドレス
- 証拠資料を引用する際には次の要件を満たさなければなりません。  
インターネット上の情報を引用する際も同様です。
  - 著者の肩書き・著者の名前・発行年を示すこと
  - 証拠資料が引用されている部分を明示すること
- 前項の要件が満たされていない場合には、引用された証拠資料の信憑性は低く評価され、あるいは資料として引用されなかったものと判断されます。インターネット上の情報、独自のインタビューや調査結果など出典の信用性が低い種類の資料については、その性質に応じてその信憑性が判断されます。
- 証拠資料を引用する際には、原典の文面をそのまま引用しなければなりません。ただし、元の文意を損なわない範囲で中略を施すことは、そのことを引用中に明示する限りにおいて許されます。
- 文章を改変して引用したり、元の文意を変えるような不適切な省略を行ってはなりません。そのような引用がなされたと判断された場合、その資料は試合の評価から除外されます。

---

ですが、残念ながら本年開催された第 19 回ディベート甲子園の中で、前掲のような資料の適切な取り扱い方法が十分理解されていない様子が散見されました。

引用の方法が不適切であることは、その資料の信憑性を失わせ、自分たちの主張の評価を下げるのみならず、悪質なものは以下のルールにある通り、反則処分の対象にもなり得る重大な問題です。

---

## 細則 C（反則に関する細則）より抜粋

- 次の行為があったときは反則として、悪質な場合、審判団の判断でその試合を敗戦にすることがあります。  
[6] 証拠資料として元の文章を改変したものを引用したり、元の文意を変えるような不適切な省略をしたとき。
-

そこで本稿では、実際の試合で行われた証拠資料の引用を事例毎に解説し、それぞれがどのように扱われるべきかについて述べ、今後は適切な扱いが徹底されるよう、選手ならびに指導者の皆様にあらためて注意喚起を行うものです。

## 1. 誰がその主張を行ったのかを取り違えかねない例

証拠資料の中で述べられている主張が同じようなものであったとしても、それが「実際に体験した人の感想」と、「様々な人を対象に取ったアンケートの結果」と、「その分野を専門とする研究者のコメント」では、聞き手がそれを裏付けとしてどの程度確かなものであると感じるかは異なってきます。

ですから、資料を引用する際は出典を正確に示し、「誰が」その主張を行ったかについて聞き手に誤解が生じないようにしなければなりません。

### 《事例 1-A》

※枠線内は実際の試合で読み上げられた文章。

JARPA レビューワークより引用開始。

『RMP における調査捕鯨の必要性については、IWC 科学委員会において、必要不可欠ではなく「貢献する潜在可能性」としか認められておられず、(中略) 30 年以上にわたって継続されてきた JARPA I / II によっても、南極海ミンクジラの系群構造は未だ判別されておらず、いつまでに解明されるとの見通しも示されていません。』終了

出典： カメクジラネコ / 2014 年 5 月 15 日 <http://www.kkneko.com/jarpn2.htm>

この事例の本来の出典は「カメクジラネコ」というハンドルネームの個人が掲載したブログの記事と思われます。しかし、「JARPA レビューワークより」という出典の示し方をしたことにより、何らかの公的な報告書に記載された内容であるかのように受け取ることができてしまいます。「JARPA レビュー」というものは実際に存在しますし、ブログの記事もその内容をふまえたものなのかもしれませんが、出典としては引用した文章を直接述べた人自体を示さなければ、信憑性の判断を変えてしまう可能性があります。

### 《事例 1-B》

※枠線内は実際の試合で読み上げられた文章。

グレーの網掛けは原典に存在するが読み上げられなかった箇所

資料 2010 年、ブルームバーグニュース、はじめ。

『「クジラと他の漁業を両方やってなんとか 1 年間やっていけるが、他の漁業だけだと 1 人 200 万円ぐらいの年収にしかならず、若い人は生活できない。クジラ漁がなくなったらこの漁協自身も運営していけなくなる」と窮状を訴える。』おわり。

出典：ブルームバーグニュース / 更新日時：2010 年 8 月 27 日

<http://www.bloomberg.co.jp/news/123-L7SPRE1A74E901.html>

この事例では、元々の記事では後に続く「と窮状を訴える」という部分は引用された範囲に含まれていませんでした。さらにこの記事の全文を見ると、太地町漁業協同組合の杉森宮人参事という人がインタビューに答えて述べたもの、つまり関係者の見解だという理解ができますが、引用された部分だけを聞くと第三者の見解のようにも受け取れます。

この事例のように主張を述べた人を詳しく知り得るなら、「2010 年更新のブルームバーグニュースから太地町漁業協同組合の杉森宮人参事へのインタビュー記事を引用します」というように示した方が、より誤解が生じにくくなるでしょう。

## 2. 指示語の示す内容を取り違えかねない例

「これ」や「その」など、何かを指し示す時に使われる語を指示語と言いますが、指示語が何を指し示しているのかによって、文章が述べている内容の理解が大きく異なる事があります。

### 《事例 2》

※枠線内は実際の試合で読み上げられた文章。  
グレーの網掛けは原典に存在するが読み上げられなかった箇所

資料 1991 年、ワシントン大学教授、エドワード、はじめ。

『乗組員は、年間契約によって、雇用されるのであるが、彼らは高校を出てから捕鯨以外の職業にはなじみがない。(中略) 1987 年はミンク漁の最終の年であったが、その年の各船の乗組員の平均年齢は 49 才であった。 この事実の意味するところは、これらの人々が失業すれば、再就職はほとんど不可能であるということである。』おわり。

出典：「鮎川の印象」ワシントン大学教授、エドワード・マイルズ  
『勇魚』第 4 号（日本捕鯨協会・広報誌）/ 1991 年 3 月発行  
<http://www.whaling.jp/isana/isana04.html#02>

この事例では、中略され読み上げられなかった文章の存在により、「この事実」が何を指し示すかが問題になります。文中には

A「乗組員は捕鯨以外の職業になじみがない」

B「乗組員の平均年齢は 49 才である」

という 2 つの事実が述べられていますから、「この事実」は「A と B の両方」あるいは直近の「B」のみを指していると考えられます。

しかし、B に当たる部分が中略されてしまうと、「この事実」は「A」のみを指しているように理解されるでしょう。

「この事実」は「再就職はほとんど不可能である」理由として述べられていますから、指示する先が変わってしまうと、主張の裏付けも変わってしまうことになり、議論の評価に影響を与えかねません。

ですから、中略部分や引用として切り出した前後の文章の有無によって、指示語の指すものが変わってしまわないかについては注意深く考える必要があります。

## 3. 省略によって程度の評価が変わり得る事例

証拠資料の中略等に関して、ディベート甲子園ルール細則 B（証拠資料に関する細則）では、「証拠資料を引用する際には、原典の文面をそのまま引用しなければなりません。ただし、元の文意を損なわない範囲で中略を施すことは、そのことを引用中に明示する限りにおいて許されます」と定められています。この「元の文意を損なわない」かどうかという判断は大変難しい問題で、例えば以下のような事例があります。

### 《事例 3》

※枠線内は実際の試合で読み上げられた文章。  
グレーの網掛けは原典に存在するが読み上げられなかった箇所

資料 1989 年アルバータ大学教授フリーマン、引用箇所は捕鯨町の人々の意見です、はじめ。

『鯨は私たちをとりまく環境と生活の一部となっているのです(中略) から、モラトリアムが続くとしたら問題です。 もちろん豚肉や牛肉を食べることはできますが、鯨肉がなかったら生きる意欲も働く気持ちもなくなってしまいます。』おわり。

出典： アルバータ大学教授 ミルトン M.R. フリーマン  
「くじらの文化人類学」/1989年5月31日発行、176ページ

下線で示した中略部分の有無にかかわらず、この文章全体として「捕鯨ができなくなったら生きる意欲がなくなる」という大筋の意見に変化はありませんが、中略部分が無い場合、捕鯨が禁止されることによって初めてその問題が起こるように理解できるのに対し、中略部分も含めて読むと、現状でもモラトリアム（一時的に中止すること）によって問題は起こっていて、それが将来にわたって確定的になるという理解になります。

このように省略の有無で程度の評価が変わり得る場合、「元の文意が損なわれた」という判断が下されることがあるかもしれません。

#### 4. 出典が確認できない事例

近年では様々な文献がインターネット上で入手可能になり、試合で用いられることも多くなりました。それらの資料は情報をタイムリーに入手できるという利点がある一方で、掲載期間を過ぎてしまったり、URLが変更されたりして、試合の時点でアクセスができなくなることがあります。（いわゆるリンク切れ）

##### 《事例 4》

※枠線内は実際の試合で用いられた文章。

第一生命経済研究所、鈴木、2009

『また、受入拡大による人口の増加は消費拡大を通じて日本の GDP を押し上げる。出稼ぎ型は人口増が限定的であり、本国への送金を試算に織り込んでいるため、5年目以降は経済効果が約 4,100 億円、雇用創出効果は 5.5 万人となる。一方、定住型では人口が累積するため、25 年後には経済効果が約 3.2 兆円、雇用創出効果は約 42 万人と試算される。』

出典： 第一生命経済研究所 鈴木将之

「外国人労働者増加の経済効果の試算～経済面でのプラス効果を踏まえ多面的な議論が必要～」  
発表日：2009年11月13日（金）

[http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/rashinban/pdf/et09\\_229.pdf](http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/rashinban/pdf/et09_229.pdf) ※現在は取得不能

この事例の文献は、過去の大会などでもよく用いられているものでしたが、試合の時点では既にアクセスできないということが試合中に対戦相手から指摘され、物議を醸すこととなりました。

出典として示された情報で入手が不可能ということは、資料の实在が疑われることとなりますが、少なくとも「自分たちが調べた〇年〇月〇日の時点で取得できた」ということが示せれば、直ちに証拠能力が失われるものではないと考えられます。

このような時のためにも、冒頭で紹介した細則 B の第 2 項にインターネット上の情報については筆者の肩書き・筆者の名前・サイト名・情報掲載日付、あるいはそのサイトにアクセスした日付・引用サイトのアドレスを手元に記録しておくことが定められているのですが、当該チームはこれを怠っていたため、その試合では全ての審判が資料の証拠能力を否定する結果となってしまいました。

ですから、ルールを遵守して必要な情報はしっかり手元に持っておくのはもちろん、特に重要な資料については直前に再度アクセスして存在を確認しておくといよいでしょう。

## おわりに

以上で見てきたように、証拠資料を引用する場合、ほんのわずかな不備でも聞き手の理解に影響を与え、信憑性の判断を変えてしまいますから、ルール趣旨をよく理解し、適切な引用を行わなければなりません。

自分一人だけの判断では、どうしても思い込みや勘違いをしてしまうこともありますので、チームメイトで互いに確認しあったり、指導の先生に見て貰ったりして、慎重に確認するように努めてください。

連盟といたしましても、今後はさらに証拠資料の扱いに対して理解を深めて頂けるよう、教材の配布や講座の開催を検討するほか、規範をより明確化するためのルール改正など、対策を進めて参ります。

関係する皆様におかれましては、ご理解・ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

## 過去の関連通達

不適切な引用に注意しましょう！ / 2010年7月掲載

<http://nade.jp/koshien/rule/notice>

証拠資料の引用について / 2009年6月掲載

[http://nade.jp/files/uploads/rule\\_nitice\\_evidence200906.pdf](http://nade.jp/files/uploads/rule_nitice_evidence200906.pdf)